

小田原市地域防災計画の改正案の概要について

1 改正の背景

熊本地震や平成28年台風第10号を踏まえた防災基本計画の修正（平成29年4月）、神奈川県防災会議意見（平成29年5月小田原市地域防災計画改正の県報告）による修正等を踏まえ、「小田原市地域防災計画」を改正します。

改正内容の詳細は、「小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表」のとおりです。

2 主な改正事項 ※網掛けは、小田原市地域防災計画の改正部分

(1) 防災基本計画を踏まえた改正

ア 市民の責務として、家庭動物についての飼い主による準備について、及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて記載します。

(新旧対照表 2 ページ)

【第1編 地震災害対策計画 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割（地震 1-18）】

イ 市の災害対策本部機能の充実・強化として、災害情報を一元的に把握し、共有する体制の整備について記載します。

(新旧対照表 4 ページ)

【第1編 地震災害対策計画 第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充（地震 3-1）】

ウ 市の災害対策本部組織体制について、災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築について記載します。

(新旧対照表 4～5 ページ)

【第1編 地震災害対策計画 第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第2節 災害対策本部組織体制の拡充（地震 3-3）】

エ 市民に対するわかりやすい避難行動についての周知徹底について記載します。

(新旧対照表 6～7 ページ)

【第1編 地震災害対策計画 第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第5節 避難対策（地震 3-11）】

オ 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理について記載します。

(新旧対照表 7～8 ページ)

【第1編 地震災害対策計画 第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第6節 要配慮者に対する対策（地震 3-13）】

カ 被災者の生活再建支援に関する体制の説明について記載します。

(新旧対照表 22 ページ)

【第 1 編 地震災害対策計画 第 5 章 復旧・復興対策 第 3 節 復興対策の実施（地震 5-9）】

(2) 県防災会議意見による改正

ア 要配慮者利用施設の風水害に関する具体的計画の作成等について記載します。

(新旧対照表 24 ページ)

【第 2 編 風水害対策計画 第 3 章 災害時応急活動事前対策の充実 第 6 節 要配慮者に対する対策（風水害 3-7）】

イ 「箱根山の噴火警戒レベル」の表を最新の表に修正します。

(新旧対照表 26～28 ページ)

【第 3 編 特殊災害対策計画 第 1 章 火山災害対策 第 1 節 災害予防（特殊 1-5）】

(3) その他の改正等

ア 「救援物資ターミナル」を「地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）」に変更します。

イ 「風水害等避難所」を災害種別にあわせて「風水害避難場所」と「土砂災害避難場所」に名称を整理します。

3 改正予定時期

平成 30 年 5 月下旬